

株式会社サテライト・サービス番組基準

株式会社サテライト・サービスは、放送の社会的責任と公共的使命を深く認識し、全ての人がより良い地球環境の下で平和に共存し、心身ともに健やかな生活を維持できる世界の実現に努める。電波が国民共有の財産であることを重く受け止め、放送番組を編成する。

さらに進歩が著しいデジタル技術を活用することにより、新しいテレビ文化の創出に寄与する基幹放送事業者として、我が国の国民経済及び国民生活の一層の発展に資する新しい放送ネットワークの実現を図る。

番組編成に当たっては次に掲げる番組基準に基づくものとする。

尚、番組基準を定めた場合及び変更した場合には、放送法第5条第2項及び、放送法施行規則第4条第1項に基づき、当社ホームページ及び当該放送内にて公表し、書面にて事務所内に備え付けることとする。

番組基準

1. 基本的人権の尊重など民主主義の原則を貫き、公平で平和な自由社会を守ることに努める。
 - 1) 人命を重視し、個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
 - 2) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを尊重する。
 - 3) 人種・民族・性・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。
 - 4) 性的マイノリティを取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。
2. 自主自律・不偏不党の立場を堅持し、公正と言論・表現の自由を守り、真実の伝達と品位ある放送の確立に努める。
 - 1) 順法の精神を尊び、いたずらに不安を煽ることを排する。
 - 2) 政治及び政治に関わる事項並びに社会問題については、慎重に取り扱い、公正な立場を守る。
 - 3) 人種・民族・その国や地域の人々に関することを取り扱う場合は、その感情を尊重する。
 - 4) ニュースなどの報道活動にあつては、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。
 - 5) 信教の自由・各宗教・宗派の立場を尊重し、公正な取り扱いに努めると共に信仰の強要につながったりするような表現は取り扱わない。
 - 6) 宗教に関する放送では、科学を否定するようなものは慎重に取り扱う。

3. 適確な情報と健全な娯楽の提供により、誰もが安全で心身ともに豊かな生活がおくれる社会の実現につとめるとともに、健全な社会の形式を損なうような立場に与せず、表現あるいは取り扱いに留意する。
 - 1) 著しい不快感や嫌悪感を与えるような表現や内容は避けるようにする。
 - 2) 暴力行為は如何なる場合も肯定的に取り扱わず、その表現は最小限にとどめ、特に児童及び青少年に対する影響がないよう考慮する。
 - 3) とばく及びこれに類するものの取り扱いについては、不当に煽るようなことはしない
 - 4) 児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮し、児童向け番組には、社会通念に照らし児童の心身の健全な成長にふさわしくない言葉や表現・内容がないように注意する。
 - 5) 自殺・心中は、たとえフィクションであっても取り扱いを慎重にする。
 - 6) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者、特に児童や青少年の身体への影響に十分、配慮する。
 - 7) いたずらに人心に不安・動揺を与えるような内容は排する。
 - 8) 犯罪を肯定することや、犯罪者を英雄視することはしない。
 - 9) 性に関する事柄は、未成年者に配慮のうえ、いたずらに嫌悪感をもたらさないようにする。
 - 10) 放送内容によっては、SNS 等において出演者に対する想定外の誹謗中傷等を誘引することがあり得ることに留意する。また、出演者の精神的な健康状態にも配慮する。

4. 広告宣伝を取り扱うに当たっては、真実を伝える事に細心の注意を払い、広告主の事業繁栄に寄与するとともに、消費者の利益を守り、広く社会の信頼を勝ち得るようにつとめる。
 - 1) 広告は内容・表現・取り扱いなどについて関係法令を遵守する。
 - 2) 広告は視聴者に誤解を与えないもの、社会的常識を持ったものを扱う。
 - 3) 広告は広告主(もしくは商品名)を明らかにし、責任の所在を明確にする。

以上

平成 14 年 5 月 20 日 制定

平成 29 年 10 月 2 日 改定

令和 6 年 2 月 1 日 改定

放送番組の編集に関する基本計画

基本方針

株式会社サテライト・サービスは民間のCSデジタル放送局として、国民がCSデジタル放送に求める期待と信頼に応えるため最大の努力を払う。公平・公正な報道につとめ、国民が楽しく安心して視聴できる健全な娯楽を提供するとともに、文化の発展、教育教養の向上に寄与する番組作りに励み、公共の福祉に貢献することを使命とする。テレビ放送に関わる最先端の技術の活用ならびに将来開発される新たな技術的発明、発見の導入をも視野に入れた研究、開発を推進し、CSデジタル放送の高機能化による新たなサービスの実現に取り組む。

放送内容の適性と品位を保持するため、社内外の考査・審議機関を活用することはもとより視聴者の声に謙虚に耳を傾け、当社の番組基準を遵守し、下記の方針により放送番組を編成・制作する。

第1項 報道番組

報道番組はニュース・ドキュメンタリー・討論番組などで、報道の自由を維持し、真実の追求と伝達を責務とする。

テレビメディアの特性を活かした正確・迅速・公正な報道、明晰な解説、適確な論評につとめ、高い倫理的基準をもってテレビジャーナリズムの責任を遂行する。

第2項 娯楽番組

娯楽番組は視聴者の生活に潤いを与え、家族全体が楽しめる作品であることを第一とし、ドラマ・芸能・音楽・バラエティ・クイズ・映画など多種多様なジャンルのものを幅広く提供し、多様化しつつある国民のニーズに応えられるよう配慮する。番組内容は社会的良識に照らして細心の注意を払い、特に児童・青少年向けの番組は健全な精神と豊かな情操を培うことに留意する。

第3項 教育・教養番組

教育・教養番組は広く国民の学問的向上心に応えるとともに、芸術・科学・経済・歴史など様々な分野において、視聴者の自己啓発に寄与できる内容を維持し、国民が番組を視聴することにより、楽しみながら知識・見聞を広め、豊かな教養を身につけ、日々の生活がより充実したものとなることに貢献する。

番組制作にあたっては、学問的根拠・科学的根拠に基づいた放送につとめ、正確さと慎重さに最大限の努力を傾注する。

第4項 スポーツ番組

スポーツ番組は原則として生中継を多用して、同時性と臨場感を重視し、スポーツが持つ明るく健康的な魅力を伝える。

また、放送内容は国内にとどまらず広く世界に求め、より高度で多彩な種目を紹介し、国民の健全なスポーツ精神の育成につとめる

第5項 テレコマース番組

テレコマース番組は、視聴者のニーズを満たすべく、可能な限り幅広い分野の商品を多面的に且つ分かり易く紹介する。商品の選定にあたっては、品質、信頼性および安全性において優れたものを取り扱うこととする。また先端技術を駆使した高機能サービスにより、視聴者への親和性が高く、簡便かつ明瞭な手段によって、安定的な商品供給が実現されるようにつとめる。

以 上